

報告論文のタイトル：大規模事故のリスクを伴う企業活動に対する最適規制

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：友利 厚夫

所属：早稲田大学経済学研究科（院生）

共著者 1 氏名：小西 秀樹

所属：早稲田大学政治経済学学術院

共著者 2 氏名：荒木 一法

所属：早稲田大学政治経済学学術院

論文要旨（800 字から 1200 字，英文の場合は 300 から 450 語）

本稿の目的は大規模事故のリスクを伴う活動を行うと同時に事故への安全対策をも講じることができ企業に対する最適規制について理論分析をすることである。原子力発電所のような企業活動は社会に便益をもたらす一方で、事故が発生するとその被害が一般市民をはじめとする第三者にまで及び、それに対する損害賠償金を当該企業のみでは賄いきれない可能性が大きい。これまで、大規模事故のリスクを伴った活動を行いながらも有限責任のみを課された企業に対する最適規制の研究では、企業がとる安全対策として、事故の発生そのものを防止するための対策のみが考慮されることが多かった。しかし、2011 年 3 月 11 日に発生した福島第一原子力発電所の事故では、その後の調査によって非常用の移動式電源車が電圧の違い等により使い物にならなかったことや、非常用のディーゼル式発電機が原子炉建屋よりも海側に配置されていたといったことなど、事故が発生した後の被害の拡大を抑える対策への不備が指摘された。本稿では、企業の事故に対する安全対策として、事故の発生確率を減少させるための防災対策と事故による損害を減少させるための減災対策を同時に考慮したモデルを用いて、企業と規制主体との最適契約について分析を行なった。

本稿では、企業に対して無制限に賠償責任を負わすことができるとき、社会的に最適な水準で防災と減災への安全対策を企業に実行させることが可能であるのに対し、企業が事故の損害賠償に対して有限責任しか負わないときには、防災への努力水準は社会的に最適な水準より過小になり、減災への努力水準は社会的に最適な水準に対して過大となることを示した。更に、企業が無制限に賠償責任を負っているとき、規制主体と企業との癒着の程度は企業の努力水準と無関係である一方、有限責任しか負わない企業の努力水準は規制主体との癒着の程度に依存することを示した。また、これらの結果に基づき、原子力発電所をはじめとする、大規模事故のリスクを伴う企業活動への規制制度のあり方について考察を行なった。